

# 「小規模多機能施設うぬき」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

( 指定 1090400597 第号)

当事業所はご契約に対して指定小規模多機能施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

- \* 当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が、対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## <目次>

1. 事業所	・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 事業所の概要	・・・・・・・・・・・・
3. 事業実施地域及び営業時間	・・・・・・・・
4. 職員の配置状況	・・・・・・・・
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	・・・・・・・・
6. 苦情の受付について	・・・・・・・・
7. 運営推進会議の設置	・・・・・・・・
8. 緊急時等における対応方法	・・・・・・・・
9. 事故発生時の対応	・・・・・・・・
10. 協力医療機関、バックアップ施設	・・・・・・・・
11. 虐待防止に関する事項	・・・・・・・・
12. 身体拘束の禁止	・・・・・・・・
13. 非常災害時の対応	・・・・・・・・
14. サービス利用にあたっての留意事項	・・・・・・・・

## 1. 事業者

(1)	法人名	社会福祉法人三友会
(2)	法人所在地	群馬県伊勢崎市太田町686
(3)	電話番号	0270-23-2277
(4)	代表者名	理事長 羽鳥 守
(5)	設立年月日	昭和59年9月19日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	小規模多機能型居宅介護
	令和7年 4月 1日 伊勢崎市指定
(2) 事業所の目的	要支援・要介護状態にある利用者に対し、住み慣れた地域での生活

を継続できるよう適正な事業を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 小規模多機能施設うぬき

(4) 事業所の所在地 伊勢崎市安堀町1179番地1

(5) 電話番号 0270-23-2200

(6) 管理者 島田 夢華

(7) 当事業所の運営方針 利用者が、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期宿泊し、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

(8) 開設年月 令和7年4月1日

(9) 登録定員 25人

(通いサービス定員15人 宿泊サービス定員8人)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。  
宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	客 数	備 考
個 室	8 室	全室冷暖房設備・モーター式電動ベッド完備
食堂兼居間		大型窓による自然豊かな採光が得られます。
台 所		職員と利用者の共同作業による自立を目指す台所です。
浴 室	一般浴室	
消防設備	自動警報装置完備 , スプリンクラー	

\* 上記は、厚生労働省が認める基準により、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 伊勢崎市内

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年 中 無 休
通いサービス	7時30分 ~ 19時00分
訪問サービス	随 時
宿泊サービス	19時00分 ~ 7時30分

\* 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1.管理者	1		0.1	1	事業内容調整
2.介護支援専門員	1		0.5	1	サービスの調整・相談業務
3.介護職員	8		8.0	3:1+1(昼)	日常生活の介護・相談業務
4.看護職員	1		1.0	1.0	健康管理・看護業務
5.事務職員	1		0.3		請求業務

\* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除いた数です。

週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1人（8時間×5人÷40時間=1人）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制	
1. 管理者	勤務時間	8:30～17:30
2. 介護支援専門員	勤務時間	8:30～17:30
3. 介護職員	主な勤務時間	7:00～16:00 8:30～17:30 9:00～18:00 10:00～19:00 11:00～20:00 夜勤勤務時間 17:00～9:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間	8:30～17:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
(介護保険及び医療保険の給付対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合  
(介護保険の給付対象とならないサービス)

## （1）介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割、7割介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割、2割、3割の金額となります。ア～エのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

### ＜サービスの概要＞

#### ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

##### ② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

##### ③ 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

##### ④ 口腔、栄養

- ・ 利用者の状況に適した口腔、栄養の状態を確認し心身機能の低下を防止するよう努めます。

##### ⑤ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

##### ⑥ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身の状態を把握します。

##### ⑦ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、自宅と事業所の送迎サービスを行います。

#### イ. 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練、看護を提供します。

- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス・電気）は無償で使用させていただきます

- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。

① ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

② 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

③ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ. 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の生活上の世話や機能訓練を提供します。

### ＜サービス利用料金＞

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括料金（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

- ★ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。
- ★ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。
  - ◎ 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
  - ◎ 登録終了日・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ★ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い） 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★ ご契約者に提供する食事及び宿泊に掛る費用は別途いただきます。
- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険給付と介護保険給付とならないサービス

別紙の通りとなります。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## （3）利用料金のお支払い方法

（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し事業所での現金支払により翌月末日までにお支払いください。

## （4）利用の中止、変更、追加

（契約書第6条参照）

- ☆ （介護予防） 小規模多機能型居宅介護サービスは、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、看護サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前日に、ご契約者の都合により、（介護予防） 小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスに利用を追加することができます。  
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ☆ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望す

る日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### (5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

### 6. 苦情受付について

#### ①当施設相談・苦情担当

担当 開設者または管理者 電話 0270-23-2200

②国保連合会（午前9時から午後5時まで／土・日曜日、祝日を除く）

電話 027-290-1323

③伊勢崎市役所介護保険課 電話 0270-24-5111

### 7. 運営推進会議の設置

施設運営にあたっては、地域との連携を図り、地域に開かれた運営を推進する目的から、運営推進会議を設置します。

運営推進会議は利用者、利用者家族、地域住民の代表者、有識者、市町村職員、施設職員等で構成され、おおむね2ヶ月に1回開催されます。

会議においては、活動状況の報告と、それに対する評価、及び要望や助言等について意見交換等話し合いが行われます。また、第3者評価として事業所内で行う事業所評価とともに外部評価を運営推進会議のなかで行います。

### 8. 緊急時等における対応方法

サービス利用中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、家族等や管理者へ報告します。また、主治医との連絡や指示が得られなかった場合は、事業所が定めた協力医療機関等へ連絡するとともに受診等の適切な対応を行います。

### 9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急対応や医療機関への搬送等の対応を行い、速やかに市町村及び家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償をする事故が発生した場合には、損害賠償を行うこととします。ただし、事業者及び従業者によらない場合には損害賠償にあたらない場合があります。

## 10. 協力医療機関、バックアップ施設

以下のとおり、協力医療機関とバックアップ施設が定められています。

- ①協力医療機関 : 大島病院
- ②協力歯科医療機関 : はが歯科医院
- ③バックアップ施設 : 特別養護老人ホーム愛老園

## 11. 虐待防止に関する事項

利用者の人権擁護、虐待防止の観点から従業者への研修、利用者及びその家族からの苦情処理の体制を整えます。サービス提供中に従業者、家族等に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、必要な対応を行います。

## 12. 身体拘束の禁止

利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族等に身体拘束等の内容、理由、期間について説明し同意を得た上で、必要な事項を記録します。

## 13. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

伊勢崎消防署への届出日：平成29年 4月 1日

防火管理者：近藤 真

### <消防用設備>

- ・自動火災報知器
- ・非常通報装置
- ・スプリンクラー
- ・非常用照明
- ・誘導灯
- ・消火器

### <地震・大水等災害発生時の対応>

地域防災計画との関係を考慮しながら対応し、水害訓練は年1回契約者も参加して行います。

## 14. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証、負担割合証、医療保険証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年      月      日

小規模多機能施設うぬき

説明者職名  
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名  
(続柄)